

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る 生産性向上要件証明書」発行手順

(一社)日本工作機械工業会

【新規に該当設備申請を行う場合(郵送対応)】

該当設備の申請 (メール又は郵送)

【申請時送付書類】

- ①日工会様式2 調査票
- ②日工会様式3 該否チェックリスト ※型式毎に1枚作成
- ③カタログ、仕様書等(販売開始年度、生産性向上の指標が確認できる資料)
※確認できる仕様がない場合には、【日工会様式4-①～4-②】を添付

《申請書類 送付先》

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

(一社)日本工作機械工業会 技術部 笹川 宛

メールアドレス: sasagawa@jmtba.or.jp

該当設備の審査・承認 (メール)

申請された設備が対象となるかを審査し、結果を申請者に通知します。

【承認時送付書類】

- ①「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る
生産性向上要件証明書」発行依頼書
- ②日工会様式1 証明書フォーマット (Word版 及び Excel版)
「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る
生産性向上要件証明書」
- ③日工会様式2 (事務局承認者欄に捺印したもののスキャニングデータ)

証明書の発行依頼 (郵送)

【発行依頼時送付書類】

- ①「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る
生産性向上要件証明書」発行依頼書
- ②日工会様式1 ※留意事項を含む両面印刷が望ましい
(該当欄に所定事項を記入し、メーカーの証明者印を捺印したもの)
- ③日工会様式3 (設備申請時に作成し、承認を受けたもの)
※発行依頼書の「取得(予定)年月」に併せて、「取得等をする年度」のみ変更してください
- ④返信用封筒 (住所・会社名・担当者名を記載し、所要の切手を貼付したもの)
- ⑤(該当要件を特別仕様《オプション》によって満たす場合)
納入機械に対象設備の機能が付加されていることが確認できる
確定仕様書や納入仕様書等関係書類

《発行依頼書類 郵送先》

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

(一社)日本工作機械工業会 調査企画部 高野 宛

証明書の発行

- ・日工会事務局は申請書類の記載内容を確認し、日工会様式1に
整理番号・会長印を捺印したものを、返信用封筒にて返送します。
- ・メーカーは、日工会事務局より返送された証明書をユーザにお渡しください。
- ・ユーザは、経営力向上計画 及び 先端設備等導入計画申請の際、
証明書を添付して申請を行います。

日本工作機械工業会

メ
ー
カ
ー
・
商
社
等

《お問い合わせ》

一般社団法人日本工作機械工業会

TEL:03(3434)3961 FAX:03(3434)3763

(制度全般、証明書発行について) 調査企画部 高野、行田(コウダ) (takano@jmtba.or.jp)
(該当設備申請等について) 技術部 笹川、辻 (sasagawa@jmtba.or.jp)